

会員に関する規程

公益財団法人日本尊厳死協会

会員に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人日本尊厳死協会(以下「この法人」という。)定款第 53 条に基づき、協会の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定める。

(賛助会員)

第 2 条 この法人の趣旨に賛同し、後援する法人・団体、一般個人及びリビング・ウィルを登録する満15歳以上の個人を賛助会員とする。

(入会手続)

第 3 条 会員になろうとする個人は、所定の入会申込書を提出しなければならない。
2 法人・団体については、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を得なければならない。

(会費及び入会金)

第 4 条 会員は、毎年、入会する時に年会費を、以後毎年年会費を納入しなければならない。
2 入会金は、当面は課金しない。
3 年会費は下記各号のとおりとする。
(1)法人・団体会員 70,000円
(2)個人会員(一般) 2,000円
(3)リビング・ウィル登録会員
①個人会員 2,000円
②終身会員 70,000円

(会費の納付方法)

第 5 条 入会時及び翌年以降毎年、入会月を基準に会員を4グループに区分して下記により会費を納入する。

グループ区分	入会月	納付案内時期	納付期間
Aグループ	4月～6月	3月末	4月～6月
Bグループ	7月～9月	6月末	7月～9月
Cグループ	10月～12月	9月末	10月～12月
Dグループ	1月～3月	12月末	1月～3月

2 終身会員は、入会時に終身会費を納入する。

(会員の特典)

第 6 条 会員は次の特典を享受することができる。
(1)この法人が出版する会報(年4回)を無料で配布を受けることができる。
(2)リビング・ウィルの写し及び登録証の交付を受けることができる。
(3)この法人に登録されたリビング・ウィル受容協力医師情報を無料で利用できる。
(4)リビング・ウィル関連の相談を無料で利用できる。

- (5) 講演会、研究会、その他この法人が主催する会合に無料で参加できる。
- (6) この法人の調査、研究の成果を利用することができる。
- (7) この法人の出版物を割引料金で購入できる。
- (8) メールリングリストに登録し、メール等による情報提供を受けることができる。

(会費の使途)

第 7 条 第4条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業に使用する。

(退 会)

- 第 8 条 会員はいつでもこの法人に退会届を提出して任意に退会することができる。
- 2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。
 - (1) 死亡したとき、又は失踪宣言を受けたとき
 - (2) 正当な理由なく会費を継続して3年以上滞納したとき

(除 名)

- 第 9 条 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。
- (1) 違法行為、反社会的行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき
 - (2) この法人の名誉を傷つける行為をしたとき
- 2 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には、弁明の機会を与えなければならない。

(既納会費等)

第10条 会員が前2条に基づきその資格を喪失しても、既納の会費その他の拠出金品は返還しない。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

施 行 この規程は、平成27年10月1日(吸収合併成立日)から施行する。

変 更 平成29年6月 1 日理事会の決議により、第4条第3項(3)リビング・ウイル登録会員のうち、夫婦会員・終身夫婦会員の種別を廃止する。

施 行 変更後の規程は、平成29年7月1日から施行する。

変 更 平成29年11月25日理事会の決議により、第 2 条(賛助会員)のうち、個人会員の加入可能年齢を追加、第6条(会員の特典)(6)LW関連の相談の表現方法を変更した。

施 行 変更後の規程は、平成29年11月25日から施行する。

施 行 この規程は、公益法人発足日から施行する。